

## こども医療費支給制度について

横瀬町では、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、子どもが必要な医療を安心して受けられるよう医療費の一部負担金等を支給しています。

令和8年1月時点

対象者	横瀬町に住んでいる18歳(一般に高校生)までのお子さん
受給資格期間	原則、申請日から18歳になる年度末までが資格の期間となります。
登録申請手続	<p>出生や転入の際、次のものを持参し、健康子育て課(1階2番窓口)へ登録申請してください。ピンク色の受給資格証を交付します。</p> <p>○対象児の健康保険証 ○保護者(受給資格者)名義の振込口座情報(通帳またはキャッシュカード) ○印鑑 ※出生等で対象児の健康保険証がない場合は、後日提示してください。 (提示後に交付となります。)</p>
支給内容	<p>医療保険制度による診療報酬一部負担金(義務教育就学前2割、それ以後3割)が支給の対象です。 高額療養費および社会保険の附加給付の対象となる場合はその額を除きます。(高額療養費等の支給を受けるには、保険者へ申請が必要な場合がありますので、直接保険者に確認してください。)</p> <p>※小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所で加入している災害共済給付制度(スポーツ振興センター)医療給付を受ける場合は、支給対象外となります。支給を受けた場合にはご連絡ください。 次のものは保険適用外ですので支給対象になりません。 ○薬の容器代、乳幼児検診料、予防接種料、差額ベッド料・個室料、食事代等</p>
埼玉県内で診療を受けるとき	<p>医療機関窓口にて健康保険加入の確認を受けた上で、受給資格証を提示してください。 原則、窓口での支払いはありません。</p> <p>受給資格証を掲示せずに受診した場合や、同月・同医療機関で一部負担金が合計21,000円を超えた場合、窓口で支払っていただくことになります。後日、領収書(一か月分取りまとめて)○健康保険証○受給資格証○印鑑を持参し、健康子育て課へ申請してください。後日、指定口座に振り込みます。(下記の「支給日等」をご確認ください。)</p> <p>接骨院・整骨院などの柔道整復の診療は窓口で支払いが必要です。 後日、医療機関からの報告により、指定口座に振り込みます。</p>
埼玉県外で診療を受けるとき	<p>受給資格証は使えないため、一旦窓口で支払いをお願いします。</p> <p>領収書(一か月分取りまとめて)・健康保険証・受給資格証・印鑑を持参のうえ、健康子育て課へ医療費の申請をしてください。後日、指定口座に振り込みます。(下記の「支給日等」をご確認ください。)</p> <p>領収書の必要記載内容は次のとおりです。</p> <p>①対象児氏名 ②診療年月日 ③医療機関名 ④保険診療総点数 ⑤診療報酬一部負担金 ※レシートで、②③⑤のみの記載だけでしたら、その場で①④を書き加えてもらってください。</p>
治療用装具の医療費申請について	<p>医師の指示に基づいて子どもの治療用装具を作成した場合、健康保険適用の範囲内が子ども医療費の助成対象となります。ただし、健康保険組合から支給される療養費を差し引いた分が子ども医療費の支給対象です。</p> <p>申請時に必要なものは次のとおりです。</p> <p>○印鑑 ○子ども医療費受給証 ○対象児の健康保険証 ○治療用装具の領収書の写し ○医師の指示書の写し ○健康保険組合からの給付支給決定通知書</p>
支給日等(一部負担金を払った場合)	<p>申請後、診療月より概ね2か月後の25日(休日の場合、次の開庁日)に、指定口座に振込みます。</p> <p>※健康保険組合等から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その金額を差し引いてからの助成となりますので、支給日に遅れが生じことがあります。</p> <p>※振込通知は発行しておりませんので、記帳してご確認ください。</p>
申請内容の変更	<p>申請した内容に変更があった場合は、すみやかに健康子育て課へ届出てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所の変更(対象児の受給資格証を持参)</li> <li>・加入医療保険の変更(対象児の健康保険証、受給資格証を持参)</li> <li>・振込口座の変更(受給者の通帳またはキャッシュカード、対象児の受給資格証を持参)</li> </ul>
その他	救急の場合を除き、平日の診療時間内に診療するなど、医療機関への適正受診にご理解とご協力をお願いします。